

○大町市ケーブルテレビ放送事業に関する条例施行規則

平成22年6月29日

規則第6号

改正 平成22年9月28日規則第16号

平成22年11月4日規則第20号

平成22年12月21日規則第22号

平成23年3月2日規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、大町市ケーブルテレビ放送事業に関する条例（平成22年条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(加入申込)

第2条 条例第7条の規定により加入しようとする者は、ケーブルテレビ放送事業加入申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申し込みに対して承認をしたときは、ケーブルテレビ放送事業加入決定通知書（様式第2号）を申込者に交付するものとする。

3 加入申し込みは、世帯、集合住宅、事業所、ホテル、病院等（以下「世帯等」という。）を単位とし、1世帯等が申し込むことができる引込設備（条例第2条第1項第6号に定める設備をいう。以下同じ。）数は、1組とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(引込設備の移設)

第3条 条例第8条の規定により引込設備を移設しようとする者は、工事を必要とする1月前までにケーブルテレビ放送事業引込設備移設等申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出を受理したときは、ケーブルテレビ放送事業引込設備移設等通知書（様式第4号）を届出者に通知するものとする。

(脱退手続)

第4条 条例第9条第1項の規定により脱退しようとする者は、ケーブルテレビ放送事業脱退申込書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出を受理したときは、ケーブルテレビ放送事業脱退通知書（様式第6号）を届出者に通知するものとする。

3 脱退に伴う引込設備の撤去に要する費用は、市の負担とする。ただし、当該撤去に伴い加入者が所有又は占有する土地、家屋、建築物等の復旧に要する費用は、加入者の負担とする。

(休止、再開及び増設手続等)

第5条 条例第10条の規定により休止しようとする者は、ケーブルテレビ放送事業休止申込書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 条例第10条の規定により再開しようとする者は、ケーブルテレビ放送事業再開申込書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

3 条例第10条の規定により機器を増設しようとする者は、ケーブルテレビ放送事業機器増設申込書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、加入事項を変更しようとする者は、ケーブルテレビ

放送事業加入事項変更届出書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

5 市長は、前各項の届出を受理したときは、次の各号に掲げる通知書を届出者に通知するものとする。

- (1) 休止 ケーブルテレビ放送事業休止通知書（様式第11号）
- (2) 再開 ケーブルテレビ放送事業再開通知書（様式第12号）
- (3) 機器増設 ケーブルテレビ放送事業機器増設通知書（様式第13号）
- (4) 加入事項変更 ケーブルテレビ放送事業加入事項変更通知書（様式第14号）

（引込工事負担金の徴収方法）

第6条 条例第11条に規定する引込工事負担金の徴収方法は、市長が発行する納付書により徴収するものとする。

（利用料の徴収方法）

第7条 条例第12条に規定する利用料は、口座振替により徴収するものとする。ただし、口座振替により徴収することが困難であると認められる加入者については、市長が発行する納付書により徴収する。

2 前項の利用料の徴収方法は、2月ごと（4、6、8、10、12及び2月。以下「徴収月」という。）徴収するものとする。ただし、加入者が申し出た場合に限り、6月及び12月の前払いとすることができる。この場合の徴収方法は、業務の提供を受け始めた日の直近の徴収月に徴収するものとする。

3 加入者は、徴収月の前月分までの利用料を当該徴収月の月末日までに納付しなければならない。ただし、その期限が、日曜日若しくは土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日をもってその期限とみなす。

4 条例第12条に規定する休止における利用料は、休止期間の初日の属する月の翌月分から業務が再開された日の属する月の前月分まで徴収する。

5 条例第12条第3項に規定する受信料のうちNHK衛星受信料団体一括支払を希望する者は、日本放送協会が定める受信料を口座振替又は市長が発行する納付書により市へ支払うことができる。この場合、受信料の減免等の取扱いについては、日本放送協会の定めるところによる。

（引込工事負担金及び利用料の減免）

第8条 条例第13条の規定による減免の基準及び割合は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 日本放送協会受信規約第10条第1項に定める放送受信料免除基準に該当する者は、その基準及び割合とする。
- (2) 市長が別に定めるテレビ放送難視聴地域に居住する者は、別表のとおりとする。
- (3) その他市長が必要と認めた者は、別に定める割合とする。

2 前項の規定により減免を受けようとする者は、ケーブルテレビ放送事業引込工事負担金等減免申請書（様式第15号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請に対して承認をしたときは、ケーブルテレビ放送事業引込工事負担金等減免決定通知書（様式第16号）を申込者に交付するものとする。

4 前項の規定により引込工事負担金等の減免を受けた者は、その事由が消滅したときは、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(加入承認の取消し等)

第9条 市長は、条例第14条の規定により加入承認を停止又は取り消すときは、ケーブルテレビ放送事業加入承認停止取消通知書(様式第17号)を利用者に通知するものとする。

(組織)

第10条 条例第16条に規定する大町市ケーブルテレビ放送番組審議会(以下「審議会」という。)は、委員12人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 民間諸団体等の代表者

(2) 識見を有する者

(3) 公募による市民等

(任期)

第11条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第12条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第13条 会議は、必要に応じ会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年7月1日から施行する。ただし、第7条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成22年9月28日規則第16号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成22年11月4日規則第20号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年12月21日規則第22号)

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(大町市八坂及び美麻ケーブルテレビ放送事業に関する規則の廃止)

2 大町市八坂及び美麻ケーブルテレビ放送事業に関する規則(平成18年規則第17号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の日の前日までに、大町市八坂及び美麻ケーブルテレビ放送事業

に関する規則の規定によりなされた処分、手続き及びその他の行為は、この規則の相当規定により基づきなされたものとみなす。

附 則（平成23年3月2日規則第5号）

この規則は、平成23年3月1日から施行する。

別表（第8条関係）

対象者	減免の認定基準	減免割合	
		引込工事負担金	基本チャンネルサービスメニュー利用料
(1) 70歳以上高齢者のみの世帯	市町村民税非課税世帯及び市町村民税均等割のみの課税世帯	100分の50	100分の50
(2) 児童扶養手当受給者	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定に基づく児童扶養手当の支給を全額受けている者	100分の50	100分の50